

# 拓殖大学OB・OG教員会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会を拓殖大学OB・OG教員会と称する。
- 第2条 本会は拓殖大学出身で、小・中・高等学校、特別支援学校に勤務する教職員、および本会の目的に賛同する教育関係者をもって組織する。
- 第3条 本会に地区別（都道府県）OB・OG教員会をおくことができる。
- 第4条 本会は事務局を拓殖大学学務部学務課内におく。

## 第2章 目的および事業

- 第5条 本会は会員相互の資質向上と連携、および母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第6条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究会、見学会、講演会、等
  2. 学生の教職にかかわる援助
  3. 母校および各地のOB・OG教員との連携
  4. 会員名簿の作成
  5. その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
- |            |            |
|------------|------------|
| 名誉会長（1名）   | 会 長（1名）    |
| 副 会 長（若干名） | 幹 事（15名以上） |
| 事務局幹事（若干名） | 監 事（1名）    |
- 2 本会に顧問（若干名）をおくことができる。
- 第8条 役員を選出と任務は次の通りとする。
1. 名誉会長は拓殖大学学長とする。
  2. 会長、副会長は幹事会にて幹事の中より選出する。会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、副会長の互選による1名が会長の職務を代行する。
  3. 幹事は各地区の代表者（各1名）および会長の推薦するもの（若干名）

- とする。幹事は原則として満65才までとし、幹事会を構成する。
4. 監事は会長の推薦にもとづき、幹事会で選出する。監事はこの会の監査を年度ごとに執行する。
5. 顧問は、本会の発展を後援する人、または会のために功労のあった人を推薦する。

第9条 役員任期は3年とする。ただし、再選は妨げない。役員に欠員を生じた場合、その補充の必要を会長が認めたとき、幹事会において選出する。

#### 第4章 運 営

第10条 本会の運営に関する主要な事項は、幹事会において決定する。

- 2 会長は幹事会を召集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、原則として年1回開催するものとする。

第11条 会長は、幹事の中から事務局幹事（若干名）を指名し、事務局を構成する。

- 2 会長は、事務局に会の運営に係わる日常業務および事務を執行させる。
- 3 会長は、事務局幹事の中から会計担当者を指名し、会の会計を執行させる。

#### 第5章 会 計

第12条 本会の経費は会員による寄付金などによる。

第13条 会計は年度毎に監査を受け、幹事会に報告して承認を得るものとする。

#### 第6章 会則の改正

第14条 本会則の変更は幹事会の承認を得るものとする。

附 則

この会則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成14年10月5日から施行する。

附 則

この会則は平成19年10月6日から施行する。

附 則

この会則は平成25年9月28日から施行する。

附 則

この会則は平成26年10月11日から施行する。

附 則

この会則は平成28年10月15日から施行する。